

No. 84 (08-4)

2009年(平成21年)2月23日

個人信用情報機関のシー・アイ・シー(CIC) 貸金業法に対応した個人信用情報の照会システム稼動

— 個人信用情報機関の中で最も早く、総量規制に対応した照会システムを稼動 —

クレジット業界の個人信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー(略称:CIC、代表取締役社長:松香茂道、本社:東京都新宿区)では、平成21年2月21日より、貸金業法に対応した照会システムを稼動し、加盟貸金事業者による個人信用情報の照会を開始しました。

1. 貸金業法の段階的な施行に準じたシステム構築

平成18年12月に公布された貸金業法において、第3条施行時(平成21年6月18日期限)には、指定信用情報機関制度が創設され、また、第4条施行時(平成22年6月18日期限)には、個人向け貸付において、原則、年収等の3分の1を超えない範囲で貸付が行われる「総量規制」が開始されます。

これらの段階的施行に伴い貸金事業者は、個人向け貸付を行う場合には、内閣総理大臣が指定した信用情報機関へ加盟し、指定信用情報機関が保有する個人信用情報の利用が義務付けられます。また、複数の信用情報機関が指定された場合、指定信用情報機関間の情報交流が必要となります。

一方、加盟貸金事業者は、指定信用情報機関に対して、個人信用情報を「遅滞なく」登録することが義務付けられます。

当社では、指定信用情報機関への指定申請を行うため、指定に求められる要件を満たすべく鋭意準備を進めており、昨年10月30日には、指定準備を進める個人信用情報機関の中で最も早く登録システムを稼動し、当社加盟貸金事業者は順次「遅滞ない」登録を開始しています。

2. 貸金業法に対応した個人信用情報の照会システム稼動について

当社では、貸金業法における指定信用情報機関制度への対応の一環として、平成21年2月21日より、貸金業法で求められる支払能力調査義務(総量規制)に対応した照会システムを稼動し、加盟貸金事業者からの個人信用情報の照会の受付けを開始しました。

当照会システムの稼動は、昨年稼動した登録システムと同様、指定信用情報機関制度での指定に向けて準備を進めている個人信用情報機関の中で、最も早い貸金業法対応システムの稼動となります。

また、当照会システムの稼動に伴い、当社側における他の指定信用情報機関間情報交流システム環境が整備されたことになり、当社加盟貸金事業者による他機関照会テスト*を行うことが可能となりました。

なお、総量規制を正しく機能させるためには本人特定が重要であることから、当照会システム稼動にあわせて新名寄せシステムを構築し、個人信用情報の正確性向上を図っております。

*他機関照会テストは、当社システム環境内での動作確認テストとなります。

3. 今後の取り組み

今回の照会システム稼動により、他の指定信用情報機関との交流を除く、当社側における貸金業法対応システム環境が整備されたこととなります。

今後当社では、第3条施行における「指定信用情報機関制度」開始に向け、加盟貸金事業者の登録システム切り替えを積極的に推進し、貸金業法における指定信用情報機関となることを目指します。

また、第4条施行における「総量規制」の開始に向け、他の指定信用情報機関間交流システムの稼動、および加盟貸金事業者の照会システム切り替えについても推進してまいります。

なお、昨年6月18日に公布された改正割賦販売法においても指定信用情報機関制度が導入されることから、今後は同法においても所要の対応を図る予定としています。

当社では、多重債務者防止・過剰与信防止に向け、指定信用情報機関としての役割・機能を十分に果たすよう、消費者保護・情報の整備を確実にいき、今後とも国民の皆さまから最も信頼される信用情報機関として全力をあげてこれらの対応に取り組んでまいります。

以上

● 本件に関するお問い合わせ先

株式会社シー・アイ・シー

経営企画部 広報担当 菅佐原・大庭

東京都新宿区西新宿 1-23-7

新宿ファーストウエスト 15 階

TEL : 03-3348-0626

FAX : 03-3345-1913

Mail : webowner@cic.co.jp